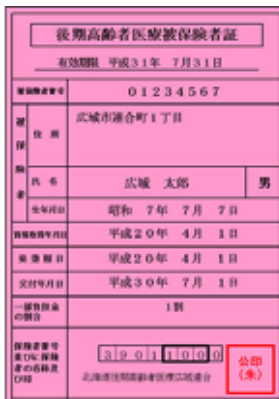


後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

保険証が新しくなります



新しい保険証は桃色です

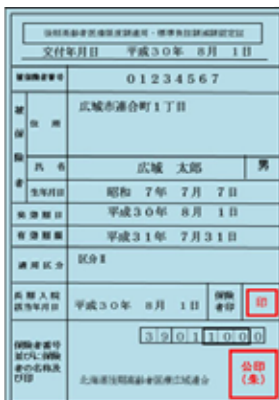
現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、医療保険係までお申し出ください。

問合せ
医療保険係
☎ 32-2214
北海道後期高齢者
医療広域連合
☎ 011-290-5601

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります



新しい減額認定証は水色です

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、交付対象かご確認のうえ、医療保険係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下)の方
	老齢福祉年金を受給されている方

医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者へ送付(発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回)します。

▼通知書イメージ

年度	診療を受けた医療機関	診療区分	回数	医療費の総額	自己負担額	医療費控除の金額		
						回数	金額	控除額
平成30年1月	〇〇病院	内科外来	1	18,000	1,800			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△薬局	調剤入院	5	300,000	30,000	18	11,800	5,400
合計				338,000	33,000		11,800	5,400

※受診状況をお知らせするもので請求書ではありません。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

※医療費控除の申告で医療費の明細書として使用できます。申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

Yahoo! インターネットオークションで 差押えた土地・建物を公売します



参加申込期間 7月5日(木)～7月23日(月)
入札期間 7月30日(月)～8月6日(月)
最低見積金額 金 240,000円

詳細は、納税係までお問い合わせ
いただくか、市のホームページを
ご覧ください。

現在公売中の物件・結果の確認は
<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>で公開しています。

市営住宅の家賃納付について

市営住宅の家賃は、毎月末が納期限になっています。納付相談や理由なく期限までに納められない場合は、国税や地方税と同じように給与・賞与・預貯金・財物などを差押えます。

裁判上の手続きになると、ご家族や保証人などに迷惑がかかることもありますので、すぐに納付ができない特別な事情がある場合は一日も早

くご相談ください。

なお、納付相談後に滞納が続く場合には、契約解除が検討されますのでご注意ください。

また、家賃や駐車場使用料の未納がある場合、自動車の車庫証明で市営住宅の敷地を保管場所として承諾できませんので、納付忘れにはご注意ください。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、市役所の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にあります。

保険料が納め忘れの状態、障がいや死亡といった事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

平成30年度分(平成30年7月分～平成31年6月分)免除等の受け付け開始日は7月1日からです。

※申請時点から2年1か月前分までさかのぼって申請できます。

失業などで、保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある場合は、市役所の国民年金窓口または年金事務所(電話の場合は音声案内2番を選択)にご相談ください。



市税等 収納向上 information

問合せ
納税係 ☎32-2219
住宅係 ☎32-1820

今月の納付

- 後期高齢者医療保険料 1期
 - 国民健康保険税 1期
 - 固定資産税・都市計画税 2期
- 納期限 7月31日(火)まで

年 金 information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144